不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>武力攻撃事態等における設備又は物件の除去、保安その他必要な措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第１１１条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>危機管理室危機管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="5">処分基準</td><td>関係条項</td><td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第１１１条第１項
　市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>基準なし
【理由】
　武力攻撃事態等という非常事態において、その時々の状況を多角的に判断して措置を実施する必要があることから、措置に制限を設定することにより、被害が拡大するおそれがあるため。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第１１１条第２項及び同条第３項</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>